

## 暮らしお役立ちマガジン

株式会社 エクセル 遠藤秀大 / 高槻市野見町2-53大山ビル1F

http://www.pure-excel.co.jp/ Email endo@pure-excel.co.jp



もし入院することになったら

～ 高額療養費制度を上手に使う ～

知っておきたいポイント3つ



前号は高額療養費制度、傷病手当金、医療費控除、この3つの制度で医療費の自己負担額は軽減されるという話でした。今号は高額療養費制度について、もう少し詳しく知っておきたいポイント3点です。

### ①“限度額適用認定証”を入院前に準備

所得によって、約9万円、17万円といった治療費の限度額がありますが、一旦は病院の窓口で自己負担額の全額を支払い、後日、自分が加入している公的健康保険へ支給申請書を提出し、支給が受けられる(限度額以上の立替分が返金される)という流れが標準です。

高額療養費の支給申請をしなくても、高額療養費該当分を自動的に、本人口座へ振り込んでくれる親切的な健保組合などもあるようですが、返金されるまで少なくとも3ヶ月程度かかります。そこで、入院や手術などの予定ができ、費用が高額になる可能性がある時は、入院する前にご加入の公的医療保険から“限度額適用認定証”を予め交付してもらいましょう。これを病院の窓口で提示すると、自己負担限度額以上には請求されず、立替は不要になります。

### ②入院は、可能なら月をまたがずに

医療期間は毎月、歴月単位で、医療を受けた本人が加入している公的医療保険に対して、医療費を請求します。これに併せて高額療養費の支給も

歴月単位となっています。つまり医療費の限度額は、治療開始の日から1ヶ月ではなく、毎月1日～月末を1ヶ月として計算されるということです。このためふた月にまたがって20日間の治療を受けた場合と、同月の間に20日間の治療を受けた場合とでは、自己負担額が大きく違ってきます。一刻を争う場合を除いては、入院開始日が月初めになるように病院と相談しましょう。

#### 入院開始日が 20日の場合

★20日～月末と、翌月1日～10日まで  
それぞれの月ごとに療養費該当を計算

#### 入院開始日が月初めの場合

★1日～20日、当月だけ療養費該当を計算

### ③家族合算、2年以内

家族の医療費の合算が、限度額を超えた場合も高額療養費に該当します(同じ健康保険に加入している場合に限られます)。また申請期限は治療を受けた翌月1日から2年以内です。

次号 治療が長期間に及ぶとき 続く・・・